

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定により、白石破碎工場更新事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定により特定事業の選定に係る客観的評価の結果について、別紙のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 22 日

札幌市長 秋元 克広

白石破碎工場更新事業
特定事業の選定について

令和5年(2023年)3月22日

札幌市

白石破碎工場更新事業 特定事業の選定について

目 次

第1章	事業概要.....	1
1	事業の目的	1
2	事業の内容	1
3	施設の概要及び規模	1
第2章	本市が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価.....	3
1	評価方法	3
2	本市の財政負担見込額による定量的評価.....	3
3	DBO方式で実施することの定性的評価.....	4
4	総合的評価	4

第1章 事業概要

1 事業の目的

白石破碎工場更新事業（以下「本件事業」という。）は、篠路破碎工場の更新施設である破碎処理施設をDBO方式により整備、運営・維持管理することで、民間事業者のノウハウの活用により効率的かつ効果的に実施するとともに、処理対象物の適正処理、生活環境の保全を図るものである。篠路破碎工場に代わる破碎工場を新規に整備することにより、資源物回収と埋立処理場の延命化を目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業方式

本件事業はDBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

本市は本施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る資金を調達する。なお、本施設は、本市が所有する。また、本施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する。

落札者の構成員、協力企業及び運営事業者は、選定事業者として、本施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係る本件事業を一括して行うものとする。なお、運営事業者は本市内に設立するものとする。

(2) 事業期間

ア 事業期間：特定事業契約締結日から約24年間とする。

イ 設計・建設期間：特定事業契約締結日から令和10年3月31日とする。

ウ 運営・維持管理期間：令和10年4月1日から令和30年3月31日とする。

3 施設の概要及び規模

(1) 事業用地

ア 所在地：札幌市白石区東米里2170番地

イ 敷地面積：約10.1ha（うち、事業用地は約1.8ha）

ウ 都市計画等事項

都市計画に係る条件を以下のとおりとする。

なお、敷地は、「都市計画法第11条第3項」に規定する都市施設（ごみ焼却場）に該当することから、「札幌市緑の保全と創出に関する条例第12条第3項」の規定により緑化率の制限を受けないが、敷地が里地地域に存在することを鑑み、「緑保全創出地域の現状変更行為等に関する審査基準」に従って建築面積に対する必要な緑地を敷地内に確保することとし、緑化率を40%以上、緑地率を30%以上とする。

- (ア) 都市計画施設 : 札幌圏都市計画ごみ処理場 (第 5 清掃工場)
- (イ) 用途地域 : 市街化調整区域
- (ウ) 建ぺい率 : 60%以下
- (エ) 容積率 : 200%以下
- (オ) 高度地区・高さの制限 : 指定なし
- (カ) 防火地区及び準防火地域 : 該当しない
- (キ) 日影規制 : 規制なし
- (ク) 緑化率 : 40%
- (ケ) 緑地率 : 30%
- (コ) 災害危険区域 : 第二種災害危険区域
※浸水想定深 (最大) は 2m 程度
- (サ) 土砂災害警戒区域 : 該当しない
- (シ) 景観計画地域/重点地域 : 景観計画区域
※施設の延べ面積が 10,000m² を超えると届出が必要
- (ス) 緑保全創出地域 : 里地地域 ※ただし許可の必要なし

(2) 対象施設の概要

施設の種類	概 要	
破碎施設	処理対象物	大型ごみ、燃やせないごみ
	処理方式	破碎・選別
	処理能力	140t/5h 【可燃性大型ごみ】 剪断式破碎系列・低速二軸回転式破碎系列 86t/5h 【燃やせないごみ、不燃性大型ごみ】 低速二軸回転式・高速回転式破碎系列 54t/5h

第2章 本市が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価

1 評価方法

- (1) 本市は、本市が直接、本事業を実施する場合と比較して、公共サービスの水準の向上を期待できること及び事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、次により評価を行った。
- ア 本市の財政負担見込額による定量的評価
 - イ DBO方式として実施することの定性的評価
 - ウ 上記による総合的評価
- (2) 本市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用として見込まれる額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

2 本市の財政負担見込額による定量的評価

- (1) 本市の財政負担見込額算定の前提条件

本事業を本市が直接実施する場合及びDBO方式で実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、本市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

項目	本市が直接実施する場合	DBO方式で実施する場合
財政負担見込額の主な内訳	①設計・建設費 ②運営・維持管理費 ③起債金利 ④施工監理費 ⑤発注支援費用 ⑥公共人件費	①設計・建設費 ②運営・維持管理費 ③起債金利 ④施工監理費 ⑤SPC設立費 ⑥SPC経費 ⑦公租公課 ⑧アドバイザー費用 ⑨モニタリング費用 ⑩公共人件費
共通の条件	①事業期間：約24年（設計・建設期間：約4年、運営期間：20年間） ②年間計画処理量 白石破碎工場破碎施設：14,300t/年 ・可燃性大型ごみ：8,800t/年 ・不燃性大型ごみ、もやせないごみ：5,500t/年 ③割引率：0.56%/年	
資金調達に関する事項	循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づき設定	同左
施設整備に関する事項	民間事業者に対する見積徴収の結果を精査して設定した設計・建設費	同左
運営・維持管理に関する事項	民間事業者に対する見積徴収の結果を精査して設定した運営・維持管理費	同左

(2) 本市の財政負担見込額の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりである。ここでは、本市が直接実施する場合の財政負担見込額を 100 とし、指標により比較を行った。

	財政負担の比較
本市が直接実施する場合	100.0
DBO方式で実施する場合	99.5

3 DBO方式で実施することの定性的評価

(仮称)白石破碎工場建設 PPP/PFI 導入可能性調査報告書(令和4年3月発行、札幌市)にて、事業方式の定性的評価を整理した結果、本市が本事業を直接実施する従来方式に対し、DBO方式で実施した場合においても同等の効果が期待できる評価となった。

なお、DBO方式で実施することで従来方式よりも期待できる点については次のとおりである。

(1) 財政支出の平準化

整備費の支払いのうち、起債の償還分については、竣工後ほぼ一定の財政支出となる。一方、点検補修費以外の運営費については、平準化が望める。

(2) 資源回収及び省エネルギーへの取組水準

資源回収について民間事業者の経験や技術力の活用ができることや省エネルギーへの取り組みにインセンティブを与えることで取組水準の向上が期待できる。

4 総合的評価

本事業は、DBO方式にて実施することにより、本市が直接実施する場合に比べ、定量的評価では本市の財政負担見込額を 0.5%の縮減が期待でき、定性的評価では従来方式と同等の効果が期待できると考えられる。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条の規定に準じて特定事業として選定する。

担 当 課	札幌市環境局 環境事業部 施設管理課
所 在 地	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
T E L	011-211-2922
電 子 メール	seiso-shisetsukensetsu@city.sapporo.jp
ホームページ	http://www.city.sapporo.jp

以 上